2026年8月29日

令和８－５

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№５］）

ア．相続回復請求の相手方となるべき者が相続財産の占有を継続し，取得時効の要件を満たしても，真正な相続人の相続回復請求権の消滅時効が完成するまでは，当該相続財産の所有権を時効により取得することはできない。

イ．自己の所有物であっても，時効取得の対象となる。

ウ．建物の所有権を時効により取得した者は，当該建物の占有を開始した後時効完成までの間に第三者が当該建物の一部を損傷させたときであっても，そのことを原因として，当該第三者に対して，不法行為に基づく損害賠償を請求することができない。

エ．被相続人の占有により不動産の取得時効が完成したときは，その共同相続人の一人は，自己の相続分の範囲を超えて，当該不動産の全部について取得時効を援用することができる。

オ．公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され，公共用財産としての形態，機能を喪失し，もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がなくなったときは，当該公共用財産について，取得時効の成立は妨げられない。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　エ　４．イ　オ　５．ウ　エ

正解　４

肢ア　×

取得時効が成立した段階で，原始的に取得者に所有権が発生し，反射的に相続人の所有権がなくなる。相続回復請求権は，性質上，物権的請求権がまとまったものであるため，実体である，物権（所有権）が反射的に消滅した段階で，派生的な権利である物権的請求権も消滅時効を待たずに消滅する。

相続回復請求権の法的性質，物権的請求権の集合体。本来，所有権の場合，消滅時効にかからないので，物権的請求権も消滅時効にかからないはず。しかし，法的安定性から，例外的に，消滅時効かかる。

最判令６．３．１９

肢イ　○

最判昭４２．７．２１民Ｉ４１百選９版

条文上は，他人のもの，時効取得に要件にあたらず，対象にならないとも。

不都合，事実状態があるのに，権利保全ができなくなってしまう。二重譲渡の劣後者が

長期にあたって占有を続けたような場合。時効取得を認める必要性あり。
　他人の物としているのは，権利を排除して取得させる必要があるケースを想定。
　自己のものであっても，対抗できない他人がいるような場合は，その趣旨が妥当する。
　このような場合も，取得時効の成立を認める趣旨である。

肢ウ　×
　時効完成前の損害場合，権利が害されていないから賠償請求できないとも。
　不当，加害者が得してしまう。請求認めるべき
　時効取得した場合，その法的効果は，遡及的に遡る。
　その結果，賠償請求できる。

肢エ　×
　相続分の範囲のみ援用か。自己の権利のみ保全できる。当事者の意思をそれぞれ尊重すべきということですね。

　全員の利益になるから，全体して行えるべきではという疑問もあるが，当事者の意思を尊重すべき。

肢オ　○
　最判昭５１．１２．２４

□　本来、道路や公園などの「公共用財産（公物）」は、国民全体のために使われるべきものであるため、勝手に私人が占有して自分のもの（私有地）にしてしまうこと（時効取得）は原則として許されません。
□　これは、行政目的や公の利用秩序を守るという「公法上の要請」が強く働くためです。
　ただ，肢にあるように，公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され，公共用財産としての形態，機能を喪失し，もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がなくなったとき，公法上の趣旨が妥当しない。したがって，私法の原則で取得できる。

令和８－６　予備 令８－３

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№６］）

ア．催告によって時効の完成が猶予されている間に債権者が再度の催告をしたときは，再度の催告の時から６か月を経過するまでの間は，時効は，完成しない。

イ．時効期間が経過する前に，債務者が債権者の代理人に対し支払猶予の申入れをしたときは，時効は，その申入れの時から新たにその進行を始める。

ウ．保証人の主たる債務者に対する事前求償権を被保全債権とする仮差押えは，事後求償権についても，時効の完成猶予の効力を有する。

エ．夫婦の一方が他方に対して有する権利については，婚姻中に時効期間が満了していたとしても，婚姻の解消の時から６か月を経過するまでの間は，時効は，完成しない。

オ．担保権の実行を申し立てた債権者がその申立てを取り下げたときは，被担保債権の時効は，取下げの時から新たにその進行を始める。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

民法 150 条 2 項により、「催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない」と定められています。つまり、催告の「おかわり（再度の催告)」には時効をストップさせる効力はありません。したがって、「再度の催告の時から 6 か月を経過するまでの間は時効が完成しない」とするこの記述は誤りです（これをしてしまうと、催告だけで永久に時効を止められてしまい、債務者側が不安定な立場に置かれるためです)。

肢イ　○

大判大 10．3．4

支払猶予の申入れは、相手の債権が存在することを前提としているため、典型的な「承認（時効の更新・旧中断事由)」にあたります。

承認を前提した上の申し入れです。実際にこれを受けたら権利を行使しないことに合理的な理由があります。それで制裁をうけるのはあまりにも趣旨に反します。

したがって，更新が適当。

肢ウ　○

最判平２７．２．１７

確かに，事前と事後は別。及ばないとも，しかし，別途管理をしなければいけないのは手続煩雑。債権者を保護する必要がある。
一方で，不当に広げるもの問題，保証人が「事前求償権」を被保全債権として仮差押えをしたということは、実質的に「主債務者に対して、将来発生する（あるいはすでに動いている）求償権全体をしっかり回収して保全するぞ！」という強い意思を表示しているのと同じ
したがって，全体に及ぶ

肢エ　○

１５９条

事実上の困難さ： 夫婦の間で、相手に対して「時効を止めるための催告や訴訟（時効の完成猶予・更新の手続き)」をすることは、平穏な夫婦関係を破壊しかねませんし、事実上極めて困難。
信義則の保護： そんな状態で「時効期間が過ぎたから権利が消滅した」としてしまうのは、夫婦という特殊な関係性を利用した不当な結果になりかねない。
そのため、法律は「婚姻関係が続いている間は、時効の完成をストップさせる。婚姻が終わって（離婚や死別など)、これまでの関係が清算されてから 6 か月間は、改めて権利を行使する時間的な猶予をあげよう」と定めている。

肢オ　×

１４７条１項かっこ書

完成猶予になる。判決とはことなるが猶予を与えるのは，相手が態度を翻す危険性があるため。

令和８－７

物権的請求権及び登記請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№７］）

ア．Ａが，Ｂ所有の甲土地上に権原なく乙建物を建築して居住し，Ｃと通謀して乙建物をＣに売る旨を仮装し，ＡからＣへの所有権移転登記がされた場合において，Ｃが実際は乙建物の所有権を取得したことがないときは，Ｂは，Ｃに対し，乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。

イ．ＡがＢ所有の自転車を盗んで使用した後に甲土地上に放置したときは，甲土地について地上権を有するＣは，Ｂに対し，その自転車を撤去するよう請求することができる。

ウ．土地の所有権を有するが，その所有権の取得を第三者に対抗することができない者は，その土地を権原なく占有する者に対して，所有権に基づく物権的請求権を行使することができない。

エ．ＡがＢ所有の甲建物をＢから買い受け，ＢからＡへの所有権移転登記がされた後，その売買契約がＢの債務不履行により解除されたときであっても，Ａは，Ｂに対し，その所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができない。

オ．Ａ所有の甲土地がＡからＢ，ＢからＣへと順次売り渡され，各売買を原因とする所有権移転登記がされている場合において，ＡＢ間及びＢＣ間の各売買契約が錯誤を理由として取り消されたときは，Ａは，Ｃに対し，真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することができる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　○

乙建物収去，甲土地明渡請求が立つには，相手方に乙建物の所有権が必要。

C に登記があるが，実体はない。AC 間の通謀によるものである。無効。

もともといる B は，登記の外観を信じて取引入っていないので，９４条２項第三者ではない。したがって，C は乙建物について無権利。B は，乙建物について所有権がない C に対して，乙建物収去，甲土地明渡請求はできない。

肢イ　○

C は，自転車の所有の B に対して，自転車を撤去するように請求できる。

妨害排除。

Ｂは，落ち度がないが，Ｃの地上権は物権，物権的請求権は，人の性質に関わらず，妨害されていれば主張できる。物権，対世効，保全のための物権的請求権も対世効。

人の性質を見るのは，債権。

肢ウ　×

確かに，文理上は，第三者なので，無権利者も含むとも

不当，無権利者が保護されすぎになる。

１７７条の趣旨，不動産取引の安全，１７７第三者には，無権利者は含まれない。
したがって，無権利者に対しては，登記がない者でも所有権を主張できる。

所有権がある以上，保全するための所有権に基づく物権的請求権も行使できることとなる。

肢エ　×

１　直接効果説と遡及効： 契約が解除されると、物権変動の効果は当然に（直接的に）当初に遡って売主に復帰します（遡及効)。これにより、実体上の所有権はすでに売主の手元に戻っています。

２　公示の原則（真実の権利状態の反映)： 登記はあくまで「現在の実体上の権利関係」を正確に映し出す鏡であるべきです（公示の原則)。解除によって実体上の権利が売主に戻っている以上、買主名義のまま残っている登記は、実体を欠く「不実の登記」になってしまいます。

３　結論（抹消登記請求の可否)： したがって、売主は復帰した所有権（またはそれに伴う登記請求権）を根拠として、買主に対して所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができます（「請求できない」とする肢エの記述は誤り、となります)。

肢オ　○

権利保全が迅速にできるようする必要がある。
BC を消して，AB を消すのが本筋ですが，B を巻き込む必要があり，B の積極的な参加も期待できない。A が単独で保全できる必要があります。
それで，中間省略の形を外形上取りますが，後で原因をおえる記載であれば，登記上，事実を確認できるので，省略も許容する。

令和８－８

ＡがＡ所有の動産甲をＢに寄託している場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№８］）

ア．動産甲が道路運送車両法により登録を受けている自動車であるときは，Ｃは，動産甲をＢの所有物であると過失なく信じてＢから買い，現実の引渡しを受けたとしても，即時取得によりその所有権を取得することができない。

イ．ＤがＢの保管している動産甲を盗み，Ｅに売った場合において，Ｅが動産甲をＤの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けたときは，盗難から２年間が経過していなくても，Ａは，Ｅに対し，動産甲の回復を請求することができない。

ウ．Ｂが動産甲をＦに売り，Ｆに即時取得が成立したときは，Ａは，Ｆに対し，不当利得を理由として動産甲の返還を請求することができない。

エ．ＢがＧとの間でＧのために動産甲に質権を設定する旨の契約を締結した場合は，Ｇが動産甲をＢの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けたときであっても，Ｇは，動産甲について質権を取得しない。

オ．Ｂが死亡し，その相続人の間で，相続人の一人であるＨが動産甲を取得する旨の遺産分割協議が成立した場合において，動産甲がＢの相続財産に含まれると過失なく信じていたＨが，平穏に，かつ，公然とその占有を開始したときは，Ｈは，動産甲の所有権を取得する。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

登録の自動車の場合は，即時取得できない。

確かに，動産である以上，１９２条の要件を満たせば，即時取得が成立するとも。

登録と所有者がずれてしまって，公法上の目的が達成しえない。

１９２条は，一般の動産の場合を想定。別の公法上の理由が場合にまで，適用は想定されない。

自動車は、自動車税の課税、車検による安全性確保、万が一の交通事故や犯罪が発生したときの追跡・所有者特定など、高度な公法的管理の必要性が極めて高い財産です。

肢イ　×

１９３条

即時取得の成立と制限： 盗品や遺失物の場合、外観を信頼して取引した人（E）がいったんは即時取得の要件を満たして所有権を取得するかのように見えますが、元の持ち主（A）の保護の要請から、民法 193 条によってその効力が一定期間制限されます。

□回復請求権の行使： A は、盗難の時から 2 年間は、占有者（E）に対して「物を返してほしい（回復請求）」と主張することができます。

□　結論：したがって、「請求することができない」とする肢イの記述は誤りであり、A は E に対して動産甲の回復を請求することができます。

盗まれたもの，落ち度がない被害者を保護している。

肢ウ　○

所有権を原始取得した以上，法律上の原因がある。

不当利得はたたない。

確かに物権関係と債権関係は別だが，債権関係で法律の原因がないとすると，取引安全を保護する，１９２条の目的が達成されないと思われる。

肢エ　×

質権も即時取得が適用される。取引安全を図る必要性は高い。

１９２条は，行使する権利を取得するとのみある。

占有の外観を信じた取引の安全を保護する趣旨であり，取引の内容が質権であれば，それを取得させて相手方を保護されると解すべきである。

肢オ　×

取引行為がないので，即時取得の適用はない。

相続財産に含まれない以上，相続人は権利取得しない。

実際に，B が死亡したという偶然の事情で，協力した形をとった他人が，わりをうけるのは不当と思われる。

適法な占有であれば，返還義務があるはずである。その義務を承継するべきである。

令和８－９

袋地（他の土地に囲まれて公道に通じない土地）の所有者が，公道に至るため，袋地を囲んでいる他の土地を通行する権利（以下「隣地通行権」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№.９］）

ア．袋地である甲土地の所有者ＡがＢ所有の乙土地について隣地通行権を有する場合において，Ａが乙土地上に必要な通路を開設するときは，その費用は，Ａが負担しなければならない。

イ．ＡがＡ所有の甲土地を乙土地と丙土地とに分筆した上で，乙土地をＢに，丙土地をＣにそれぞれ同時に譲渡したことによって，乙土地が袋地となった場合において，乙土地から公道に至るためにはＤ所有の丁土地を通行するのが乙土地を囲んでいる他の土地のために最も損害が少ないときは，Ｂは，丙土地について隣地通行権を行使することができない。

ウ．Ａ所有の甲土地及び乙土地にそれぞれ設定された抵当権が順次実行され，甲土地をＢが，乙土地をＣがそれぞれ取得したことによって，甲土地が袋地となった場合において，その後Ｃが乙土地をＤに譲渡したときは，Ｂが乙土地について取得した隣地通行権は，消滅する。

エ．袋地である甲土地の所有者ＡがＢ所有の乙土地について隣地通行権を有する場合において，Ａが甲土地をＣに譲渡したときは，その所有権移転登記がされない限り，Ｃは，Ｂに対し，乙土地について隣地通行権を主張することができない。

オ．袋地である甲土地の所有者ＡがＢ所有の乙土地について隣地通行権を有するときは，ＡがＢに支払うべき償金の支払を怠ったとしても，その隣地通行権は，消滅しない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　エ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　2

肢ア　○

通路を開設する費用は、利益を受ける袋地側（A）の負担となります（民法 211 条 2 項)。

負担を受ける側は，積極的な協力はしないと思われます。

権利によって利益をうける者が負担をするのが公平です。

肢イ　×

民法（213 条）

□　**原因を作った者同士で解決する：** 土地の分割や一部譲渡（＝袋地を作り出した張本人たち）によって生まれた不都合なのだから、その当事者の土地同士（分割前の元々の関係者）である「丙土地」の間で通行権を処理しなさい、というルールになっています。

□　**無関係な人を守る：** まったく関係のない「丁土地」のような外野の土地を、利便性の都合だけで巻き込

肢ウ　×

隣地通行権は，袋地にある権利である。乙土地の負担は，物的負担。

C は D に隣地通行権の負担のある乙土地を譲渡したことになる。

消滅しない。

我が国の土地は限られる，偶然の事情で袋地を利用できなくなるような行為は，他のものは，できない。

肢エ　×

登記なくても，所有権があれば権利を主張できる。

物的負担，人によって権利が発生したりなくなったりしない。

登記を要する対抗関係には立っていないと思われる。

肢オ　○

袋地通行権を有する者が支払うべき償金の支払を怠ったとしても、それだけで法律上当然に隣地通行権が消滅するわけではありません（土地の所有権や通行権自体の消滅事由とは解されていない)。

払わないで，消滅してしまうと，袋地全体が使えなくなり不利益が大きくなる。

債務不履行の問題になる。